

1 業務名

南会津町地域公共交通サービス利便性向上調査業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

南会津町（以下、「本町」という。）では、高齢化の進展による交通弱者が増加する一方で、人口減少により将来的に公共交通機関の利用者の減少が危惧されており、地域公共交通の維持を図るためには利用者の確保と増加を図ることが必要となる。

そのためには利用しやすい運行サービスの提供が求められるが、特に観光客などの町外利用者の利便性向上に着目すると、デジタル化が進む社会に対して十分に対応できていない。また、会津田島駅周辺の地区において移動手段をもたない町民にとってはタクシーが唯一の手段であり、ドライバー不足によるタクシー運行の制限が将来生じることも危惧される。

このことから、利便性向上を図り利用者の確保増加による地域公共交通の維持を目的に、南会津町地域公共交通計画（令和6年3月策定）に基づく「新たな技術を活用した移動手段」の導入に向け、本町にとって適切な公共交通サービスの導入を調査・検討する。

3 対象地域

南会津町 会津田島駅周辺

4 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和8年1月30日（金）までとする。

5 委託業務内容

(1) 本町の公共交通と交通空白地との現状整理

①公共交通の既存データ分析

町内を運行する鉄道や路線バス、タクシー等の運行状況や利用状況に関するデータから現状の移動実態を把握し、交通課題の分析及び整理を行う。

②公共交通に関する施策の整理

(1)①の分析結果も踏まえ、本町の交通施策に関する取組内容や実施状況を整理する。

(2) 公共交通に関する住民等ニーズの把握

①アンケート調査

会津田島駅周辺に居住する60歳以上の町民1,000人程度（無作為抽出）及び本町を訪れる観光客400人程度を対象としたアンケート調査の企画、実施、調査後の集計・分析を行う。

ア 町民を対象とした調査方法は郵送調査（Webアンケート含む）とし、委託者と受託者の役割分担は下表のとおりとする。

	委託者	受託者
調査票の設問設計		●
アンケート対象者の抽出	●	
宛名シール購入・印刷	●	

調査票の作成・印刷		●
封筒の購入・印刷		●
調査票の封入・発送		●
郵送費（発送・返信）※web アンケート含む		●
調査後の集計・分析		●

イ 観光客を対象とした調査については、委託者と協議の上、調査方式の提案、調査票の設問設計、調査後の集計・分析を行う。なお、調査に要する費用は受託者の負担とする。

②ヒアリング調査

町内の交通事業者に対しヒアリングする機会を設け、交通課題の把握、将来の見通しなどを確認し、公共交通サービスの利便性向上に向けた取組みに対する意見の収集などを行う。

(3) 本町にとって適切な公共交通サービスの導入のためのサービス設計

①事業案の作成

(2)の実施結果から、新たな公共交通サービスの導入が検討できるよう事業案を作成する。事業案の作成にあたっては、下記ア～オを検討すること。

ア 実施区域の設定

イ 実施区域における公共交通の現況

ウ 実施内容

エ ビジネスモデル

将来にわたって持続可能な公共交通サービスを検証すること。なお、本事業（令和7年度）も含め、令和8年度以降の導入検討から実証運行、本格運行までを想定した内容で記載すること。

- ・費用と収入
- ・利用者や行政等の負担
- ・需要と供給
- ・地域住民の理解度

オ 先進事例

交通空白地における移動手段の確保に向けた取組みについて、全国の先進事例を調査し記載すること。

(4) 令和8年度以降の再編に向けた地域内調整

①説明会の開催

町内の交通事業者や各行政区の代表者へ説明する機会を設け、(3)で作成した事業案について説明し、意見の収集などを行う。時期や回数は委託者と受託者の協議のもと決定し、開催にあたっては下記ア～ウを実施すること。

ア 説明資料の作成

イ 事業案の説明

ウ 記録・報告書の作成

6 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時・中間・最終納品時の計3回行うことを原則とするが、その他協議を必要とする場合はWeb会議等で打合を随時実施する。打合せ内容については、

その都度記録を行い、委託者と受託者との間で相互に確認しつつ、業務の方針等の疑義を正すものとする。

7 成果品

(1) 成果品として以下を納入すること。

- | | |
|------------------------------|----|
| ①アンケート調査等調査分析結果報告書 | 2部 |
| ②事業案 | 2部 |
| ③打合せ協議録 | 2部 |
| ④委託業務完了報告書 | 1部 |
| ⑤上記①～④までの関連資料の電子データ一式（CD-R等） | |

※電子データは、汎用性が高く、修正できるファイル形式で作成すること。

(2) 成果品は、南会津町総合政策課地域振興係に納入するものとする。

8 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、委託者の承認を受けること。また、実施項目の具体的な進め方については、実施前に双方で協議すること。
- (2) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後または契約解除後においても、同様とすること。
- (4) 成果品は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果品の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (5) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (6) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

9 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書の内容が変更になった場合は、委託者と協議の上、変更契約ができるものとする。ただし、軽微な内容の変更は、変更契約を行わないものとする。
- (3) 業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 成果品納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

以上